



2021年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 廣 岡 哲 也
(コード番号：3284 東証第1部)
問い合わせ先 経営企画室長 鳴 神 吉 朗
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2021年1月29日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2021年3月1日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2021年1月28日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、2021年3月23日をもって主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社フージャースホールディングス 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2021年1月29日（金曜日）から2021年3月1日（月曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日

2021年1月29日（金曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金684円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

2021年3月23日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ）1株当たりの買付け等の価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得

税 15.315%、住民税 5%) の額の税金が源泉徴収されます(非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません)。なお、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)第 4 条の 6 の 2 第 37 項に規定する大口株主等に該当する場合は 20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額の税金が源泉徴収されます。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記 i の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は、原則として、申告分離課税の取扱いとなります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません)。

(ロ) 1 株当たりの買付け等の価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は、原則として、申告分離課税の取扱いとなります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません)。

② 法人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額の税金が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、配当とみなされた部分以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2021 年 3 月 1 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日(2021 年 3 月 22 日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	21,637,500 株	一株	21,849,639 株	21,637,500 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(21,849,639 株)が買付予定数(21,637,500 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買

付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行いました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フージャースホールディングス 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 21,637,500株
(注) 発行済株式総数に対する割合 37.59%（小数点以下第三位を四捨五入）
- (3) 株式の取得価額の総額 14,800,050,000円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2021年1月29日（金曜日）から2021年3月1日（月曜日）まで
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2021年1月28日付の取締役会決議により決定された会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2021年1月28日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 21,637,600株（上限）
(注) 発行済株式総数に対する割合 37.60%（小数点以下第三位を四捨五入）
- (3) 株式の取得価額の総額 14,800,118,400円（上限）

(4) 取得する期間

2021年1月29日（金曜日）から2021年3月31日（水曜日）まで

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

当社は、2021年1月29日から2021年3月1日までを公開買付け期間とする本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2021年3月1日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）からその所有する当社普通株式の全てである19,153,500株について応募があり、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、当社は、シティインデックスイレブンスの応募株式のうち18,967,500株を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2021年3月23日付で、シティインデックスイレブンスは当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、廣岡哲也が当社の主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

「主要株主である筆頭株主」及び「その他の関係会社」に該当しないこととなる株主の概要

名 称	株式会社シティインデックスイレブンス	
所 在 地	東京都渋谷区東三丁目22番14号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 啓修	
事 業 内 容	投資業、経営コンサルティング、不動産の仲介及び売買並びに不動産賃貸業	
資 本 金	100万円	
設 立 年 月 日	2009年5月20日	
純 資 産	2,870百万円（2020年5月31日現在）	
総 資 産	45,067百万円（2020年5月31日現在）	
大株主及び持株比率 （2021年2月5日現在）	株式会社レノ 50.00% 株式会社 ATRA 50.00%	
上場会社と当該株主の関係	資 本 関 係	当該株主は、本日現在、当社の普通株式19,153,500株（議決権所有割合 33.37%）を所有しており、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。但し、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

「主要株主である筆頭株主」に該当することとなる株主の概要

氏名	廣岡 哲也
住所	シンガポール共和国

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

① 株式会社シティインデックスイレブンス

	属性	議決権の数（所有株式数）（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2021年 1月28 日現在)	主要株主である 筆頭株主及びそ 他の関係会社	191,535 個 (19,153,500 株) (33.37%)	24,167 個 (2,416,700 株) (4.21%)	215,702 個 (21,570,200 株) (37.58%)	第1位
異動後	—	1,860 個 (186,000 株) (0.52%)	235 個 (23,500 株) (0.07%)	2,095 個 (209,500 株) (0.59%)	第30位

② 廣岡哲也

	属性	議決権の数（所有株式数）（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2021年 1月28日 現在)	主要株主	50,600 個 (5,060,000 株) (8.81%)	43,627 個 (4,362,700 株) (7.60%)	94,227 個 (9,422,700 株) (16.41%)	第2位
異動後	主要株主である 筆頭株主	50,600 個 (5,060,000 株) (14.15%)	43,627 個 (4,362,700 株) (12.20%)	94,227 個 (9,422,700 株) (26.35%)	第1位

(注1) 異動前の「議決権所有割合」は、2020年9月30日現在の発行済株式総数 57,554,275 株から、同日現在の議決権を有しない株式数 151,175 株を控除した株式数 57,403,100 株に係る議決権の数 574,031 個を基準に計算しております。

(注2) 異動後の「議決権所有割合」は、上記(注1)の議決権の数(574,031 個)から、本公開買付けによる自己株式取得分 21,637,500 株に係る議決権数 216,375 個を控除した 357,656 個を基準に計算しております。

(注3) 議決権所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 異動後の大株主順位については、2020年9月30日現在の株主名簿を基準に推定して記載しております。

4. 異動予定年月日

2021年3月23日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

現時点において、本異動が当社の業績に与える影響はありません。

以 上